第3章

匝瑳再生プロジェクト推進方針

1 目 的

新生匝瑳戦略会議から提出された、匝瑳市再生への提案書「持続可能な地域 社会創造のための地域づくりを目指して」には、課題を解決に導くための仕組 みや考え方、将来の匝瑳市を見据えた持続可能な地域づくりへの構想が示され ている。

特に、他に依存した「他人ごと」の地域づくりから脱却し、「自分ごと」の地域づくりへ転換を促す部分では、行政の自己革新と市民の自律が求められている。

こうした考えに立脚し、行政と市民が共に目指す「新生匝瑳」の実現に向けて、本市の再生に必要な事業 (再生プラン)を「匝瑳再生プロジェクト推進計画」として策定し、その実現を図るものとする。

2 推進体制

別紙「匝瑳再生プロジェクト推進体制」によるものとする。

(1) 匝瑳再生プロジェクト推進本部の設置

副市長を本部長、教育長を副本部長、匝瑳市課長連絡会議規則(平成 18年 匝瑳市規則第13号)第2条第1項に規定する課等の長を本部員とする「匝瑳再生プロジェクト推進本部」を設置し、推進計画(案)を作成する。

(2) 再生プラン研究チームの設置

推進本部の下部組織として、本部長の指名・公募・所属長の推薦により選出された職員を構成員とする「再生プラン研究チーム」を設置し、推進計画 (素案)を作成する。

(3) 関係各課における事業展開

市長決裁を受けて決定した推進計画に基づき、関係各課は事業化に向けた 具体的取組みを行う。

(4) 必要に応じたチームの設置

プロジェクトの推進に伴い、新たな課題等が発生した場合には、必要に応じてチームを設置できるものとする。

(5) 組織間の相互連携

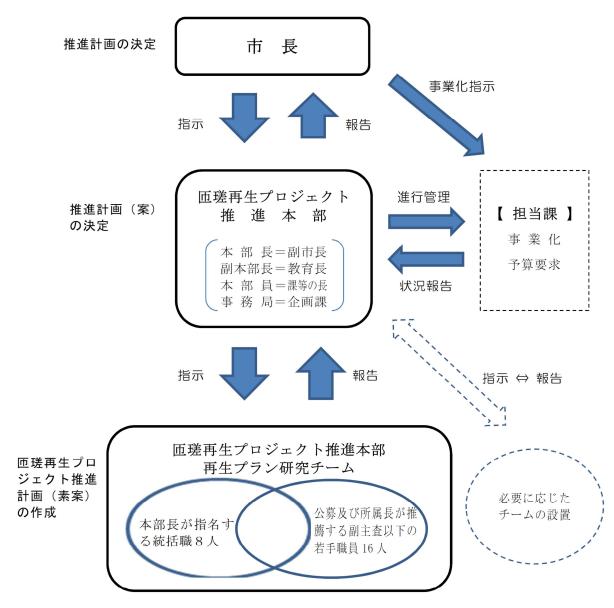
推進計画の作成に当たり、市長・推進本部・研究チームは、相互に連携するものとする。

3 事業評価・見直し

推進計画に掲げた各事業は、担当課から定期的に事業の実施状況の報告を受け、推進本部で進行管理を行う。

なお、実施状況により、必要に応じて見直し(拡充・縮小・廃止)を行う。

匝瑳再生プロジェクト推進体制



※推進計画の作成に当たり、市長・推進本部・研究 チームは相互に連携し、必要に応じて中間報告を 行うものとする。

匝瑳再生プロジェクト推進本部設置要領

(設置)

第1条 市は、匝瑳再生プロジェクト推進方針(平成25年2月13日市長決裁。 以下「推進方針」という。) に基づき、匝瑳再生プロジェクト推進本部(以下 「推進本部」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。
 - (1) 推進方針に定める匝瑳再生プロジェクト推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に関する調査及び調整に関すること。
 - (2) 推進計画に掲げた各事業の進行管理に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、推進計画に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、匝瑳市課長連絡会議規則(平成18年匝瑳市規則第13号)第2 条第1項に規定する課等の長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 2 推進本部は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進本部の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長 の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(再生プラン研究チームの設置)

- 第7条 本部長は、第2条第1号に規定する所掌事項に係る専門的な事項を調査 研究させるため、再生プラン研究チームを置く。
- 2 再生プラン研究チームの構成員は、市職員のうちから、本部長が指名する。 この場合において、構成員は指名に代えて、公募又は所属長の推薦により選出 することができる。
- 3 再生プラン研究チームにリーダー及びサブリーダーを置き、構成員の互選に より定める。
- 4 第4条から第6条までの規定は、再生プラン研究チームの会議について準用する。この場合において、これらの規定中「本部長」とあるのは「リーダー」と、「副本部長」とあるのは「サブリーダー」と、「推進本部」とあるのは「再生プラン研究チーム」と読み替えるものとする。

(必要に応じたチームの設置)

- 第8条 本部長は、推進方針の2推進体制(4)に定めるところにより、必要に 応じてチームを設置することができる。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項のチームについて準用する。 (庶務)
- 第9条 推進本部の庶務は、企画課において処理する。 (その他)
- 第10条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、 本部長が別に定める。

附則

この要領は、平成25年2月26日から施行する。

匝瑳再生プロジェクト推進本部構成員名簿

No.	役 職	氏	名	備	考
1	本部長	角田	道治		
2	副本部長	池田	竹四		
3	本部員	岩澤	薫		
4	本部員	市原	繁		
5	本部員	鈴木	康伸		
6	本部員	木内	成幸		
7	本部員	岩橋	光男		
8	本部員	伊藤	久夫		
9	本部員	椿	隆夫		
10	本部員	鈴木	良雄		
11	本部員	平山	新治		
12	本部員	林	勝美		
13	本部員	若梅	和巳		
14	本部員	茅森	茂		
15	本部員	平山	弘		
16	本部員	太田	和利		
17	本部員	大木	昭男		
18	本部員	山内	保則		
19	本部員	渡辺	則孝		
20	本部員	並木	正巳		
21	本部員	寺本	朗男		
22	本部員	椎名	和浩		
23	本部員	佐藤	和		

(平成25年4月1日現在)

匝瑳再生プロジェクト

再生プラン研究チーム構成員名簿

No.	グループ	所属	職名	氏 名	備考
1	跡	市民課	副主幹	塚 本 貢 市	チーム サブリーダー
2		秘書課	主 査	林 鉄 也	グループ長
3	地	財 政 課	副主査	黒 須 弘 樹	
4	利 活 E	総 務 課	副主査	齋 藤 拓 也	
5	用	健康管理課	主任主事	秋 葉 剛	
6		学 校 教 育 課	主任主事	長谷川 憲吾	
1		高齢者支援課	副主幹	鎌 形 健	グループ長
2	産	環境生活課	主 査	小 泉 泰 孝	
3	· 業	建 設 課	副主査	関 智徳	
4	経	福 祉 課	主任主事	濁 川 光 宏	
5	済	産業振興課	主任主事	伊藤 利謹	
6		都市整備課	主任主事	伊藤 雄大	
1		産業振興課	副主幹	高橋康二	グループ長
2	里	福 祉 課	主 査	菊 間 和 彦	
3	山	秘 書 課	副主査	加 瀬 陽 平	
4	環	産業振興課	主任主事	木内 将市郎	
5	境	環 境 生 活 課	主任主事	布 施 均	
6		会 計 課	主 事	渡 辺 崇 男	
1	住民協働・行財政	総 務 課	副主幹	宇井和夫	チーム リーダー
2		財 政 課	副主幹	布 施 昌 英	グループ長
3		高齢者支援課	副主査	椎名 裕二郎	
4		総 務 課	主任主事	石 橋 直 紀	
5		税 務 課	主任主事	伊 藤 勇 気	
6		生涯学習課	主 事	多田真弓	

(平成25年4月26日現在)

匝瑳再生プロジェクト 推進本部専門チーム構成員名簿

No.	役 職	氏 名	備考
1	副市長	角田 道治	本 部 長 (チームリーダー)
2	企画課長	鈴木 康伸	
3	総務課長	木内 成幸	
4	財 政 課 長	岩橋 光男	
5	環 境 生 活 課 長	鈴木 良雄	
6	産業振興課長	林 勝美	
7	福祉課長	平山 弘	
8	高齢者支援課長	太田和利	
9	学校教育課長	椎名 和浩	
10	生涯学習課長	佐藤 和	

(平成25年11月8日現在)

推進計画の策定経過

推進本部	再生プラン研究チーム			
1年2年7十八日	跡地利活用G	産業・経済G	里山∙環境G	住民協働·行財政G
H25.2/26本部会議①				
	4/26研究チーム会議①			
	4/30グループ会議①	5/1グループ会議①	5/7グループ会議①	5/7グループ会議①
	5/10グループ会議②	5/8グループ会議②	5/20グループ会議②	5/21ゲループ会議②
	5/17グループ会議③	5/21グループ会議③		
	5/27研究チーム視察(茨城県常陸太田市)			
	5/30グループ会議④	5/28グループ会議④	6/17グループ会議③	6/3グループ会議③
	6/11グループ会議⑤	6/7グループ会議⑤	6/24グループ会議④	6/14グループ会議④
	6/25グループ会議⑥	6/11グループ会議⑥	7/22グループ会議⑤	6/28グループ会議⑤
	7/1グループ会議⑦	6/18グループ会議⑦	7/29グループ会議⑥	7/12グループ会議⑥
	7/11グループ会議⑧	6/24グループ会議⑧	7/31グループ会議⑦	7/22グループ会議⑦
	7/22グループ会議⑨	7/4グループ会議⑨		7/30グループ会議⑧
		7/22グループ会議⑩		
		7/24グループ会議⑪		
		8/2研究チ-	ーム会議②	
8/9本部会議②				
	8/19グループ。会議⑩	8/19グループ会議⑫	8/12ゲループ会議8	8/21グループ会議⑨
			8/19グループ会議⑨	
		8/27研究チ	ーム会議③	
			8/30グループ会議⑪	
9/25本部会議③				
10/15本部会議④				
11/13推進本部 専門チーム会議				

推進計画の決定